

議第194号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第177条第3号中「含む」を「除く」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、入湯税の課税免除の基準を改定する必要があるので提案する。